

財形年金預金規定



改定日 2025 年 2 月 3 日

1. (預入れ方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5 年以上の期間にわたって、最終預入日まで年 1 回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとしします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとしします。
- (3) この預金の預入れは 1 口 1,000 円以上としします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形年金預金ご契約の証(以下「ご契約の証」という)を発行し預入れの残高を 6 か月に 1 回書面により通知しします。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の 6 か月後の応当日から 5 年後の応当日の属する月の翌月末日までの間の任意の日とし、支払開始日の 3 か月前の応当日を「年金元金計算日」としします。また、年金元金計算日前 1 年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」としします。
- (2) 規定第 1 条による預金は、1 口の期日指定定期預金としてお預りしします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が 1 年末満のときは、一口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M 型)(以後スーパー定期預金と言う)としてお預りしします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が 2 年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、一口の期日指定定期預金に自動的に継続しします。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降 5 年以上 20 年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金とスーパー定期預金の元利金との合計額を「年金計算基本額」としします。
 - ①年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし 100 円単位としします。)を元金として、年金元金計算日から 3 か月ごとの応当日を満期日とする 12 口の期日指定定期預金またはスーパー定期預金(以下これを「定期預金(満期支払口)」という。)を作成しします。ただし、スーパー定期預金の預入期間は 1 年末満としします。

②年金計算基本額から前記①により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」という。)を作成します

③定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

(2) 定期預金(継続口)は、満期日に前記(1)に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前記(1)に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回致」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

(3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

(1) この預金の利息は次のとおり計算します。

①預入金額ごとの預金が期日指定預金の場合預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

A. 1年以上2年末満……………店頭表示の預金利率表記載の「2年末満」の利率

B. 2年以上……………店頭表示の預金利率表記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

②預入ごとの預金がスーパー定期預金の場合預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における店頭掲示のスーパー定期預金の預金利率表記載の利率によって計算します。

③利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合新利率は、変更日以降預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以降最初に継続される日)から適用します。

(2) 継続する場合の利息は、継続日に元金に組入れます。

(3) 満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) 規定第7条(1)により解約する場合および規定第7条(4)、規定第7条(5)により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は

切捨てます。)によって1年複利の方法で計算します。

- A. 6か月未満……………2年以上利率×30%
- B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

②預入金額ごとの預金がスーパー定期預金の場合預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)により計算します。

- A. 6か月未満……………前期(1)②の適用利率×30%
- B. 6か月以上1年未満…前記(1)②の適用利率×50%

※なお、2025年2月2日までの契約については、以下の通りです。

(4) 規定第7条(1)により解約する場合および規定第7条(4)、規定第7条(5)により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率)によって1年複利の方法で計算します。

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

②預入金額ごとの預金がスーパー定期預金の場合預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)により計算します。

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満…前記(1)②の適用利率×50%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指

定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由無く指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から前記(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、規定第7条(5)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、規定第7条(5)各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (預金の解約)

- (1) この預金口座は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、規定第3条による支払い以外に解約することはできません。
- (2) 前記(1)により、当金庫がやむを得ないと認め、規定第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「ご契約の証」とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。
- (3) 前記(2)の解約手続に加え、当該預金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の

意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が規定第17条（1）に違反した場合

③当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および規定第5条（1）および規定第5条（2）に定める預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引等に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑥前記①から前記⑤の疑いがあるにも関わらず正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合、もしくは住所等不明等の理由により確認できる見込みがない場合

⑦規定第5条（1）から規定第5条（3）までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上にわたって解消されない場合

（5）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確的に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に目与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業

務を妨害する行為

E. その他本号 A から D に準ずる行為

8. (税額の追徴)

規定第 7 条によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について 5 年間(預入開始日から 5 年未満の場合は預入開始日まで)にわたり訴求して所定の税率により計算した国税および地方税を追徴します。ただし、預金者の死亡重度障害による払出しの場合を除きます。

9. (退職時の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった時は、この預金は、規定第 2 条および規定第 3 条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の 1 年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、規定第 7 条と同様の手続をとってください。

- ①期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の 1 年後の応当日の前日を満期日とします。
- ②退職等の事由が生じた日以後、1 年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

10. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に勤労者財産形成促進法施行規則第 1 条の 4 の 2 の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加の係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

11. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の 1 年 3 か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の 1 年 3 か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

12. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、勤労者財産形成促進法施行令第 1 3 条の 4 第 3 項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の 3 か月前の応当日の 2 営業日前までに、当金庫所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は 1 回に限ります。

また、変更により総支払回数が 21 回未満となる場合には、変更することはできません。

13. (届出事項の変更、ご契約の証の再発行等)

- (1) ご契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったとき直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) ご契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたはご契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお再発行に際しては、当金庫所定の手数料をご負担いただきます。

14. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、補佐、後見が開始された場合には、直ちに当金庫所定の方法によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)、前記(2)と同様に、直ちに届出てください。
- (4) 前記(1)から前記(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに当金庫所定の方法によって届出てください。
- (5) 前記(1)から前記(4)の届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

15. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取されたご契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、規定第16条により補てんを請求することができます。

16. (盗取されたご契約の証を用いて行われた解約による払戻し等)

- (1) 預金者が個人の場合であって、盗取されたご契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①ご契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を規定第15条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前記(1)および前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当金庫への通知が、このご契約の証が盗取された日(ご契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取されたご契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②ご契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる解約請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたご契約の証を用いて不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

17. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金およびご契約の証は、譲渡、または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

18. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、「ご契約の証」は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書にお届出印を押印して「ご契約の証」とともに直ちに当金庫に提出してください。
 - ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前記①の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當します。
 - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについては別の定めが

あるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承認を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (通知等)

届出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

21. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上